

## 「PCB適正処理推進月間」について

### 1 目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）について、首都圏1都3県12市で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」において、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と位置づけ、各種啓発活動により、PCB廃棄物の適正処理に向けた取組を行います。

### 2 推進月間

令和2年9月1日から30日まで

### 3 実施内容

- (1) チラシ、インターネットを利用した啓発
- (2) 事業者へのPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施
- (3) PCB廃棄物の保管事業者等への保管状況の確認、期限内処理の指導等

### 4 実施機関

東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会  
(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、**相模原市**、柏市の首都圏1都3県12市)

#### 【PCB廃棄物とは】

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、電気機器の絶縁油等として広く使用されておりましたが、その毒性が社会問題化し、現在製造が禁止されています。

PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)の全国5か所の処理施設で処理されており、処理施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については令和4年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については令和5年3月31日までに、JESCOへ処分委託することが義務付けられており、期限が迫っております。

#### 【問い合わせ先】

廃棄物指導課

電話：042-769-8335（直通）